

| | | | | |
|--------------------------|---------|------------|----------|-------|
| 取組 8 公園のストック再編の検討 | | | | |
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 | |

都市公園は、本来その多様な機能を発揮して都市機能の維持・向上に寄与すべきであって、みだりに廃止すべきではありませんが、今後は周辺人口が減少することで利用が見込めなくなり、その設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれます。このことは都市公園固有の課題ではなく、集約型都市構造化を進める中で、周辺状況の変化等によって当初の目的が達成できなくなる施設等をいかに集約・再編するかがこれからの大きな課題であり、都市公園の再編も、都市全体の将来像の実現に向けた全体的な計画の中で進めていくことが必要です。

都市公園の統廃合や機能再編を検討するにあたっては、市町村全体の都市公園や緑地の配置を踏まえて実施することが有効であることから、緑の基本計画において、子育て世代が住みやすい生活環境づくりや高齢者の健康増進に寄与する取組、動植物を観察できる樹林地や水辺等の確保など、都市全体の課題を踏まえた整備や配置の適正化の方針について記載することが望まれます。

なお、人口減少の進捗の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保を更に進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要です。

また、都市公園ストックの統廃合による配置と機能の再編を行う場合は、当該地域の特性等に応じ地域の合意に基づきながら都市の機能・魅力の向上を図ることを目的として行う必要があります。再編による公園面積の増減は、施策の効果を判断する要素の一つとなりますが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するかという観点を重視する必要があります。

公園の機能再編の例

機能分担の考え方による公園の再整備・再編

ア. エリア内の機能分担による計画例：武蔵野市

- 公園の機能分担を図る「公園区」を設定し、公園区内のバランスを考慮して小規模公園の機能を分担・特化させることで、小規模公園を有効活用し、魅力を向上

公園区の単位

| 公園区のレベル | 機能特化となる公園 |
|-----------|---------------------------|
| 全市レベル | ドッグラン/パーペキュー、遊具遊び/遊具体験 など |
| 中核圏レベル | 緑地/水・広場の、大規模遊具/遊具広場 など |
| コミュニティレベル | 子ども遊び/遊具遊具、防災/花壇/緑地 など |

コミュニティレベルの公園区における検討例 - 機能分担による有効活用 -

同じようなが緑地公園が集まった公園区内で、機能バリエーションを促しながら、各々のリニューアルを考えます。施設更新により生み出された空間を、機能の向上や新たな魅力の創出に活用します。

- ① 特殊な機能を有する公園への全面改修
- ② 古い遊具を撤去し広場を整備
- ③ 古い遊具を撤去し花木を移植
- ④ 大型遊具の導入で子ども遊びに特化

出典：武蔵野市公園リニューアル計画(平成 22 年 5 月)

イ. 全市的な街区公園の機能分担による再編例：札幌市

- 公園の面積と配置に基づく機能分担により街区公園の機能の重複を改善し、利用を促進するとともに管理コストを削減

機能分担

- 機能特化公園: 遊具等に頼らない新たな機能に特化(例)中核広場、広場
- 地域の核となる公園: 多機能で、レクリエーション機能を兼ねた、地域利用の中心となる公園
- その他の街区公園: 現状の機能を維持

■機能が重複 ■どこも同じような整備

■機能を分担 ■選択と集中

地域の核となる公園 (1,000㎡以上)

機能特化公園 (1,000㎡未満)

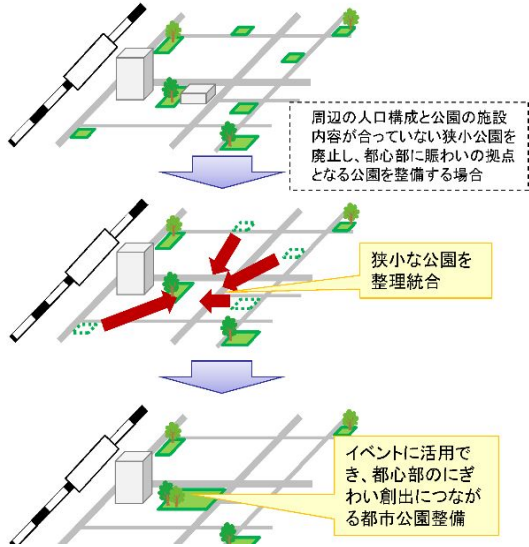
その他の街区公園 (1,000㎡未満)

資料：『「札幌市公園整備方針」(案)の策定について(答申)』平成 29 年 3 月 札幌市緑の審議会

立地の再編

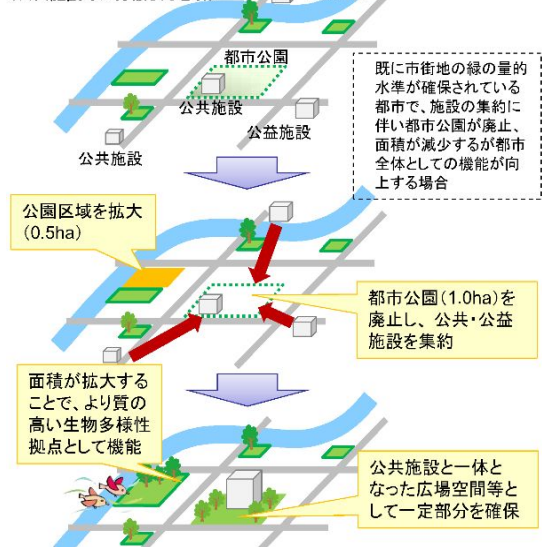
ア. 都市公園の整理統合による機能向上

<小規模公園の多い都心部>



イ. 公園用地を活用した集約化による都市機能向上

<公共施設等が分散した地域>



資料: 都市公園のストック効果向上に向けた手引き(国土交通省都市局公園緑地・景観課、平成 28 年 5 月)

(3) 都市公園以外の施設緑地について

| | | | | |
|------------------|-----------------------|------------|----------|-------|
| 取組 9 | 市民緑地の活用による緑化推進 | | | |
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 | |

都市の緑やオープンスペースを確保していくためには、都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保していくことが重要です。

都市緑地法運用指針では、市民緑地契約制度について「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する総合的なマスタープランとなるものであることから、市民緑地に関する事項についても、可能な限り、その設置目標、設置・管理方針等を定めることが望ましい。」とされています。また、市民緑地設置管理計画の認定制度は、「当該緑化重点地区における緑化の推進に関する事項に規定されている内容等と調和している」必要があるとされており、これらの位置づけに基づき緑の基本計画を検討する必要があります。

■市民緑地制度の概要

市民緑地とは、土地又は人工地盤、建築物その他の工作物に設置される住民の利用に供する緑地又は緑化施設をいい、土地等の所有者が自らの土地を住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供することを支援・促進し、緑の創出と保全を推進することを目的としているものです。

市民緑地は、以下の2つに大別されます。

- ① 地方公共団体又はみどり法人が土地等の所有者と契約を締結して設置管理する市民緑地（市民緑地契約制度）
- ② 民間主体が市町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する市民緑地（市民緑地設置管理計画の認定制度）

（市民緑地契約制度と緑の基本計画との関係）

都市緑地法運用指針では、市民緑地契約の締結にあたっては、その契約主体にかかわらず、緑の基本計画において定められた「緑地の保全及び緑化の目標」や「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」等に適合すべきとされています。



西大根市民緑地：契約型
（出典：豊明市ホームページ）

（市民緑地設置管理計画の認定制度について）

本制度は、使い道の決まっていない空き地等について、地域コミュニティ等の力を活用して、住民に公開する緑地を創出する取組みを促進する制度です。民間主体が市民緑地の設置を計画している土地等は、積極的に緑化地域や緑化重点地区に位置づけ、必要な緑化施策を定めることが望まれます。

| | |
|-------|-----------------|
| 取組 10 | 地域特性に応じた市民農園の検討 |
|-------|-----------------|

| | | | | |
|-----------|---------|------------|----------|-------|
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 | |

都市における農地については、都市農業振興基本法において、防災、良好な景観の形成、国土及び環境保全等の都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされ、都市農業振興基本計画において、都市農地が都市に「あるべきもの」と位置づけられています。これを踏まえ、平成29年の都市緑地法の改正で、農地は緑地に含まれると明確に位置づけられました。

本県では特定農地貸付法や市民農園整備促進法の手続を経て開設された市民農園は、平成26年3月現在で344か所あります。このほかにも、農園利用方式による農園や公共施設（公園など）の一部を農園として整備して利用させているものもあります。

都市緑地法運用指針では、緑の基本計画の「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は、目標を実現するため、市民農園等の整備に関する施策などの展開方策について定めるものとされています。また、本県では、市民農園の整備に関する基本方針を定めているため、これらに基づき、市民農園の整備等の展開方針を検討する必要があります。

■市民農園の整備に関する基本方針

市民農園の整備の基本的な方向（概要）

県民生活が豊かになり自由時間の増大、余暇活動の内容の多様化に伴って、野菜や花を育て、土と親しむ場に対する需要が高まっており、本県においても農作業の体験の場として市民農園の整備を進めてきたが、さらに質の高い市民農園の整備の促進が必要となっている。

市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行うこととする。

都市地域：市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ることとする。

農村地域：都市と農村の交流を通じた地域の活性化、農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ることとする。

愛知県市民農園制度：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-shinko/0000050599.html>

| | |
|---------------|---------------------|
| 取組 1 1 | 街路樹等の適切な維持管理 |
|---------------|---------------------|

| | | | | |
|-----------|---------|---------|-------|-------|
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|---------|---------|-------|-------|

| | | | |
|----------|---------|------------|----------|
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 |
|----------|---------|------------|----------|

緑の基本計画は、都市緑地法運用指針において、公園、道路、河川、港湾などの公共施設の緑化に限らず、広く学校や工場の緑化等についても対象とすることが望ましく、計画の策定及び変更時に公共公益施設等の管理者と協議し、協議の整った施設の緑化について積極的に位置づけることが望ましいとされています。

緑の基本計画の対象のひとつである道路空間では、街路樹等の植樹帯が主な緑を形成していますが、適切な植栽および剪定等の維持管理は、道路の機能保持のみならず、沿道の環境保全や美観の保持に必要です。このため、道路の緑化と併せ、街路樹等の維持管理についても、愛知県道路構造の手引き等に基づき、植栽および街路樹の剪定等の実施について記載することが望まれます。

緑の基本計画事例

とよはし緑の基本計画改訂版（平成 24 年 3 月）

方針 2-1 街路樹による快適な街路空間を提供します。

施策 2-1-1 自然樹形仕立ての街路樹等の充実

- 新設道路では植栽帯を出来るだけ確保します。その際、透水性舗装や土壌確保に努めます。
- 既存街路樹は歩道幅員などの条件を考慮し、可能な限り自然樹形仕立てによる育成を進めます。
- 老朽化した街路樹は植え替えを進めます。その際、地域にあった樹木や市民からの希望の高い樹種を選定し、生物多様性に配慮して植え替えを進めます
- 快適な街路空間とするため、歩道やポケットパークにコンテナ花壇を設置するなど、積極的に緑化を進めます。



くすの木通り（曲尺手町）

とよはし緑の基本計画改訂版：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/7131.htm>

関連計画事例

名古屋市 街路樹再生指針（平成27年8月）

- ・大木化や老朽化、生育環境の悪化が進み、従来の維持管理手法では解決できない課題に対して、街路樹が持つさまざまな機能や役割を十分に発揮できるよう「街路樹再生指針」を策定しています。

街路樹再生指針【概要版】

～街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造する～

これまで
早期緑化
環境の安全・改善
の基盤

これから
安全性の確保
都市魅力の向上
管理コストの縮減
の向上

これからは「安全性の確保」「都市魅力の向上」「管理コストの削減」を基本的な考え方とし、街路樹再生により都市と市民が輝く名古屋を創造していきます。目標の実現に向けて、次の3つの基本方針を掲げて取り組みを進めていきます。

再生方針 2 樹高抑制・間伐と剪定管理による樹形再生

大高木の樹高を安全な高さまで引き下げ、適切な樹区で定期的な剪定を行うことにより、街並みと調和のとれた樹形に再生し、維持します。

ねらい ■安全性の確保 ■都市魅力の向上

安全性確保のための大高木の樹高抑制・間伐

・大きくなりすぎた樹木の樹高を引き下げ、必要に応じて間伐も行い、点検・管理を容易にします。

街並みと調和のとれた樹形をつくる剪定管理

・樹種ごとに適切な適度で定期的な剪定を行い、街並みと調和のとれた樹形を維持します。

再生方針 1 計画的な更新・撤去による街路樹再生

事故の危険性がある街路樹や大木化している路線について、健全な街路樹へ再生を図るために計画的に更新（植え替え）や撤去を行います。

ねらい ■安全性の確保 ■都市魅力の向上 ■維持管理コストの縮減

対象路線の具体化

- ・路線毎の評價を行い、かつ地域の事情などを考慮した上で、更新・撤去を行う対象路線と事業化の優先順を決めます。

・樹木の危険性がある路線
・幹が折れかかっている路線

・道路空射や沁道状況に比べて大木化している路線

・著しい根上がりが見られる路線

倒木等の危険性がある主な樹種：アオギリ、ナンキンハゼ、エンジュ、プラタナスなど

再生方針 3 名古屋の顔となるシンボル並木の形成

まちづくりや沿道の特色に際して、メリハリのある並木づくりを基盤、街路樹を活かした都市と地域のブランド力の向上に努めます。

ねらい ■都市や地域の魅力向上 ■まちづくりの充実

シンボル並木の育成管理

・名古屋を代表する路線では、都市の魅力向上のため質の高い管理に努めます。

地域との連携強化

・地域が寝ることでできる取り組みを充実させます。

民間主体による街路樹づくりの促進

・事業者による街路樹づくりを促進します。

名古屋市街路樹再生指針：<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000072452.html>

- 128 -

(4) 地域制緑地の保全等について

取組 1 2 特別緑地保全地区を活用した市街地内の緑の保全

| | | | | |
|-----------|---------|---------|-------|-------|
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
|-----------|---------|---------|-------|-------|

| | | | |
|----------|---------|------------|----------|
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 |
|----------|---------|------------|----------|

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。市町村として重要な緑地については、特別緑地保全地区に指定することで確実に将来に引き継ぐことが出来ます。

都市緑地法運用指針において、市町村が都市計画決定する特別緑地保全地区は、緑の基本計画に基づいて決定することが望ましいとされているため、指定の対象となる緑地についての検討を行い、その位置づけや候補地などについて記載しておくことが望まれます。

■特別緑地保全地区の概要

都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然的環境を形成しているもので、以下のいずれかに該当する緑地が指定の対象となります。

- 無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの
- 神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗慣習と結びついて当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- 次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
 - ・風致又は景観が優れているもの
 - ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの

緑の基本計画事例

逗子市緑の基本計画（平成 30 年 3 月）

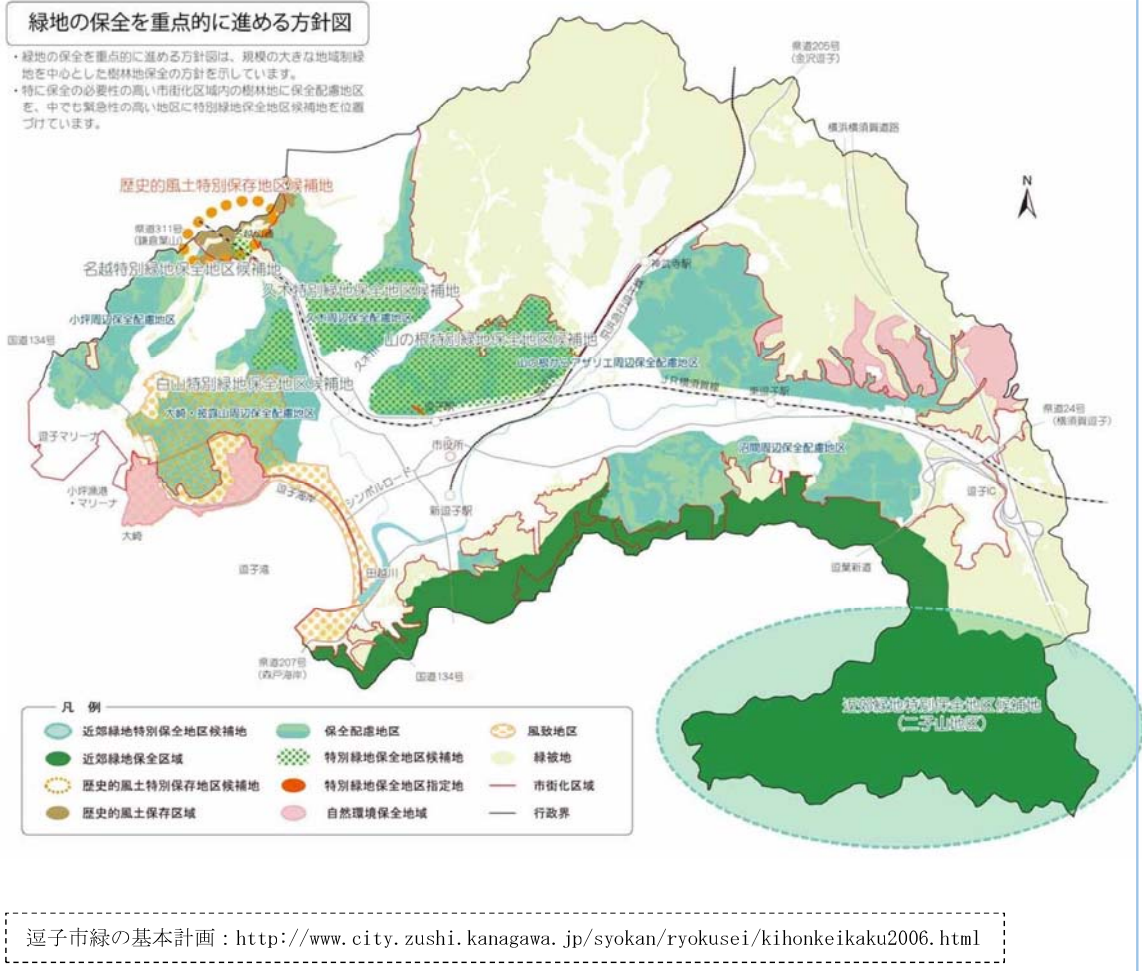
※特別緑地保全地区の基本的考え方として、以下の候補地の要件に当てはまる、保全の必要性が高い樹林地に特別緑地保全地区を定めるものと位置づけています。

(候補地の要件)

- a. 保全配慮地区内で、みどりと生きもののネットワーク軸の構成要素となる枢要な樹林地
- b. 骨格緑地保全ゾーンかつ大規模緑地拠点のうち、三浦半島国営公園構想における「国営公園連携地区」（近郊緑地特別保全地区を指定）

※候補地の要件を定めるとともに、法規制状況や自然環境評価システムにより指定候補地区の優先順位を整理し、その結果から 4 地区を候補地として設定しています。平成 26 年度には、4 地区のうち 1 地区の一部を特別緑地保全地区として指定しています。

※特別緑地保全地区の管理の方針として、地区設定後に市民利用が可能な場合は、公開するために必要な施設・設備の整備を検討するとともに、自然環境を保全するため、保護エリアの設置や管理用施設等の整備を必要に応じて実施することを位置づけています。



| | | | | |
|-----------------------|---------|------------|----------|-------|
| 取組 1 3 都市農地の保全 | | | | |
| 都市緑地法との対応 | 都市公園の整備 | 都市公園の管理 | 緑地の保全 | 緑化の推進 |
| 対応する基本方針 | いのちを守る緑 | 暮らしの質を高める緑 | 交流を生み出す緑 | |

都市農地は、都市に残された貴重な緑の資源で、消費者に近い食料生産地や避難地、レクリエーションの場等としての多様な役割を果たしており、農業振興施策と都市計画との連携によって都市内に一定程度の保全が図られることが重要です。

平成 29 年の都市緑地法の改正において、農地が緑地として位置づけられ、緑の基本計画では、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地や生産緑地地区に定められた農地、市民農園のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となります。

「都市農業振興基本計画」では、緑分野に関連する取組として、「地域のまちづくりと連携した農地等の保全」や「都市住民が農作業を体験できる環境の整備」等の推進が必要とされています。関係主体の連携の下で都市農地の保全・活用を推進するため、緑の基本計画にこれらを体系的に位置づけて計画的に推進していくことが必要です。

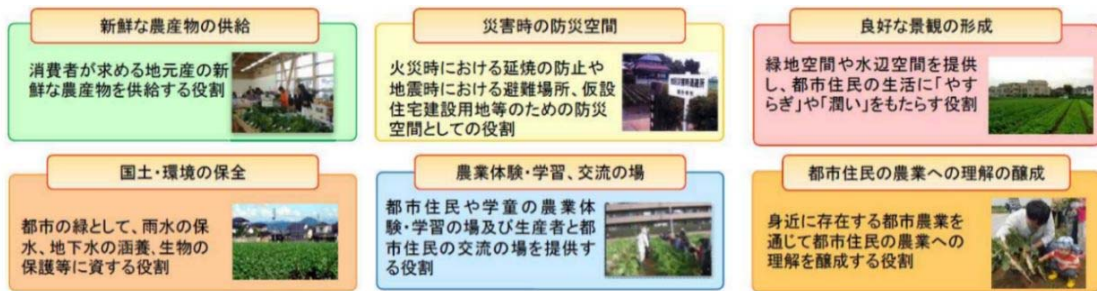


図65 都市農業の多様な役割

資料:これからの社会を支える都市緑地計画の展望(人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書)
(国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成 28 年 6 月)

また、都市緑地法運用指針では、緑の基本計画の「生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項」において、生産緑地地区の新規・追加指定や買取りに関する基本的な方針、他の緑地保全施策と連携した農業景観の保全方針のほか、防災協力農地としての協定締結の推進、市民農園の設置や都市公園における農に触れあう機会の充実を推進するといった活用方策等について記載することが望ましく、緑の基本計画を策定する時点で、生産緑地制度を活用していない自治体においても積極的に当該事項を記載し、活用していくことが望ましいとされています。

なお、生産緑地地区指定や買取りに係る方針については、地域の実情に応じて指定等を積極的に行う区域を定めることも考えられます。その際は、生産緑地法第 3 条第 6 項において、「生産緑地地区に関する都市計画は、緑の基本計画において生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が定められている場合においては、緑の基本計画に則して定めなければならない」とされていることを勘案し、将来都市農地の保全のために生産緑地地区として指定され得る地区全体を含めて区域を定めることが望まれます。あわせて、田園住居地域の活用についても検討することが望まれます。

緑の基本計画事例

とよはし緑の基本計画改訂版（平成24年3月）

方針1-3 優良な農地を保全します。

施策1-3-1 多面的機能を持つ農地の確保

○農業振興地域整備計画により、農用地区域として農地転用を制限するとともに、農業振興施策を実施します。

施策1-3-2 耕作放棄地の解消

○農地の確保と有効活用のため、農地パトロールを行い、耕作放棄地の所有者に対して耕作の継続を促します。

○耕作放棄地に利用権を設定し、助成を行うことにより、耕作放棄地としての復元を図ります。

○耕作の継続が困難な農地については、景観作物の種子を配布し、美しい田園景観を形成しながら、農地の維持・保全を図ります。

施策1-3-3 農地の環境保全

○化学肥料や農薬の使用などによる環境負荷の軽減に向けて、環境と安全に配慮した農業を推進し、健全な農地を保全します。

とよはし緑の基本計画改訂版：<http://www.city.toyohashi.lg.jp/7131.htm>

岡崎市緑の基本計画2011改訂版（平成28年3月）

基本目標1 地形の変化に富む美しい緑を保全・活用するまちづくり

基本方針② まとまった優良な農地を保全・活用します

○農地の転用の抑制に努めます。

○農地の雨水を貯留・浸透する機能とどかな風景を守ります。

○耕作放棄地の活用を促進します。

○農作物の地産地消の仕組みづくりに努めます。

○市民が農業にふれあい親しむ場を整備するとともに、イベントを展開します。

岡崎市緑の基本計画2011改訂版：<http://www.city.okazaki.lg.jp/1300/1303/1326/p005409.html>

西尾市緑の基本計画（平成26年3月）

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

5-4 緑を活かす 1) 環境学習の場として活用

(2) 遊休地化した農地の再整備・活用

①市民農園の整備、学童・学校農園としての活用

市民農園については農地の保全、高齢者などの余暇活用、農作業を通じた安らぎ、癒やしの効果や健康増進効果等様々な効用があることから今後も市民農園等による遊休地化した農地の再整備・活用を図ります。

西尾市緑の基本計画：<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,31996,26,333.html>